

国際政治と国際法における自然法理論の使命

田 村 幸 策

- 一 自然法理論の革命性
- 二 自然とはなんぞ
- 三 古代と中世の自然法理論
- 四 近代の自然法理論とグローティウス
- 五 近代国際法と自然法理論

一 自然法理論の革命性

ブライス卿の有名なディクタム⁽¹⁾によると、「1千年近くも、無害な処世訓であり、平凡な道徳律ともいえたものが、十八世紀末に、古い王制を粉碎し、ヨーロッパ大陸を震撼した、ダイナマイトの塊になった。今やこの古い理論(自然法)が破壊的政治勢力に発展した。今日は何人も、この革命的性格が常に、その理論のうちに潜在していたことを知った。

異常なことは、大多数の革命的思想とはちがつて、その爆発的要素が、かくも長年月、眠ひされていたことだ」とある。しかばは何故に、自然法理論が、かくのじとく破壊的政治勢力になつたかの理由に關し、ブライス卿はジョン・ロックが「理性から生れた自然法は、すべての政府に先行し、すべての政府の上位にあるため、暴虐に反対して、自由権を主張する権利を、人間に与えると主張した。故にロックにとっては、十七、十八世紀における大部分の思想家と同様に、自然法は理性の生んだ子であり、自然権の基盤であるから、自由の同盟者である。自然法は自然権の名の下に、一七七六年アメリカ独立宣言の起草者によつて呼び出され、それから直ちに征服者として、近代政治の分野にはいり込んだ。同時代にこの自然法理論はジャン・ジャック・ルソーによつて、かれの自然状態理論 (Theory of State of Nature) 並に社会契約理論 (Theory of the Social Contract) によつて、ヨーロッパ大陸に流布され、やがて一七八九年フランス革命議会の人権宣言の基礎になつた」と説明している。

ダントレーヴ教授によると、「自然法がなかつたならば、イタリア半島の、小さな農民社会のけらな法は、決して国際的文明圏の普遍的な法にはなりえなかつたであらう。自然法がなかつたならば、中世に行なわれた神的英知と世俗的英知との偉大な総合は可能でなかつたであらう。また自然法がなかつたならば、アメリカの独立もフランスの革命もおそらくなかつたであらうし、また自由と平等といふ偉大な理想は人間の胸のうちにも発見されたのみで、後世の法律書にははいりえなかつたであらう」と自然法の功績をたたえ、更に「アメリカの独立とフランス革命との前夜に、自然法理論は既に自然権の理論に転化せしめられていた。法律家、哲学者、政治論者たちが、長年月間、使用してきた古い自然法理念が、近代人をして既存の諸制度に挑戦するため、即座に使用できる解放の原理と化せしめた。」の如

然権なる理論は、アメリカ人のいう基本法 (fundamental law) と密接に結合しているが、その基本法はヨーロッペ人のいう自然法なる理念のアメリカ版にすぎない。一七七六年のベージニア権利章典は一六カ条の基本的人権を厳かに宣言している」と、自然法と自然権との関係を述べ、自然法が革命理論になったのは、自然法が自然権に転化されたためであることを明かにしている。

かくの」とく自然法理論の革命性は、自然法が自然権に転化されたためであるが、これは法と権利なるラテン語が、同一の言葉で表現されたことにも由来するとの説がある。近代の政治哲学者は、自然法を *ius naturale*、中世の道徳学者は *lex naturales* ハーマの法律家は *ius naturale* なんだ。ホップスによると「*ius* ～ *lex*」*right* ～ *law* とは混同されているが、両者は区別しなければならない。*right* は行動するか、それを我慢するかの自由であつ、*law* はそ のいぢれか一方を決定し、それを拘束することであるから、法と権利の差は、義務と自由の差と同様だ」とある。ホップスは「自然法」と「自然権」を対立したものと考えているが、十七、十八世紀の自然法学者の大多数は、両者は対立でなく、自然法は自然権の必要な前提条件だと解していた。十八世紀の中頃ウルフは「われわれが自然法 (*ius naturalis*) と言う場合、それはいつでも、われわれが法を意図しないで、むしろ自然法の力によって、人間に所属する権利を言つてゐる。それが自然的だ」と述べている。ともかく近代の自然法に驚くべき威力と活力をえたものは、人間の権利を主張したことであつて、合理主義と個人主義と急進主義との三者が結合して、自然法という古い言葉に全然新しい意味を与えた。すなわち、普遍的な法体系を建設し、倫理の合理的基盤を提供するため呼び出された自然法なる理念が、自然権に属する理論の定式化を鼓吹し、遂にその権利は、全人類の胸から取消しえない、爆発的勢力の基盤に

なつた。オットー・ギールケは名著「自然法と社会理論」において自然法の不朽の精神は決して絶滅されえないとし、「もし自然法の精神が、実定法の体内に入ることを拒否さるれば、その精神は幽霊の」とへ、部屋中を羽ばたきまわり、法の体内から生血を吸取る、吸血鬼と化するおそれがある」とすら述べている。

二 自然とはなんぞ

アーネスト・バーカー教授によると、⁽³⁾「正義」の源泉としての「自然なる理念」または「事物の自然的秩序」なる理念は、 stoicisme に由来し、遠く紀元前四世紀末もしくはそれ以前に遡るとある。その自然に関するstoicisme の思想が、ローマの法律家に伝わり、次いでキリスト教の教父たちに採用されたため、宗教的信仰と道徳哲学とを混淆した思想になつた。法的および政治的思弁に用いられた「自然」なる言葉は、stoicisme の始祖ゼノーからルソーの時代に至るまで、人間はそなへべきものとの「當為」を示す宗教的倫理的理念であつた。stoicisme 哲学の理解する「自然」は「宇宙における支配的原理であつて、それは理性と神とであつた」。すなはち自然なる言葉は理性なる言葉と同義語であり、その理性は神と同義語であつた。自然を理性や神と同一視することは、捕えがたい微妙なことだが、それでもなお「支配的原理」であつて、人間が神とともに共有する理性の至上命令であつた。stoicisme の信条によると人間はその本質的構造と性格において、合理的存在であり、各人は宇宙的理性の分離した一部を構成し、すべての人間は、神の構造と性格の全部に浸透する、理性を共有するとの前提に立つてゐる。この前提からいつ

の結論が引出される。第一の結論は人間はその性格において合理的であるがため、かれらはすべてその行動において自由かつ自治的なものとみなされなければならないこと、これは「自由の結論」であって、 stoïc 哲学は暴虐に反対する者を激励する原理になる。第二の結論は人間はすべてかれらの性格において合理的であるがため、すべてはその地位身分において平等にみなさねばならない。これは「平等の結論」であって、 stoïc 哲学は奴隸制度の廃止でなくとも、その改善に影響力を与える原理になる。第三の結論は、人間は理性という共通の要素によって、相互に結びついているため、すべての人間は、かれら共通の性格に合致する、共通の法の下に、世界社会の連帶をつくるなければならない。これは同胞に対する「博愛の結論」であって、多様な都市国家と多種の市民法をもつた、古代ギリシャの世界において、三つの結論のうち最も「革命的」な理論であった。 stoïc の前提と三つの結論は、古代ローマ、中世、啓蒙時代、フランス革命と、一千年以上も当代の思想として流れつけ、われわれ自身の時代に至ってもなお流れつゝある。「自然という理念は物質的（山川草木など）な理念ではなく、神と人間に關する精神的性質の理念である」。より精確にいえば、神の性質に関する宗教的または神学的理念であり、これに対応する人間の性質に関する倫理的理念である。⁽⁴⁾

セイバイン教授によると「自然対因習」(nature versus convention) に関する大論争が、紀元前五世紀のアテネ人の間に広く行なわれた多くの証拠がある。その後もしばしば行なわれたこと、この問題は「より高次の法」(自然法)の名の下に、現存の因習および現行の法に反対する、反逆人を防衛しえたかも知れない。ソフォクレスのアンチゴーネこそ、詩人が「人間の法」に対する義務と、「神の法」に対する義務との衝突を描いた、最初の作品である。明治

維新の指導原理の一に「旧来の陋習 (convention) を破り、天地の公道 (nature) に従う」とあった。

アリストートルは法や道徳を、因習 (convention) とする主張に反対して、「自然」なる言葉の、注意深き再定義を行なつた。この定義は科学のあらゆる部門にも適用され、哲学の一般的原則にされた。それによると、最も簡単で最も原始的なものが、「時間的」には最初に現われ、より完全で完成したものは、成長が行なわれた後においてのみ現われるが、後の段階が前の段階よりも、事物の眞の「自然」をより十分かつ適当に示す。たとえば、種子はそれが発芽して草木に成長したときにのみ、その性質（自然）を現わす。土壤とか熱とか湿気のごとき、物理的条件が必要だが、たとえこれらの条件が同一であっても、種子（桜の実と芥子の種子）が異なつていれば、それが草木に成長するなど、全く異なるものになる。アリストートルはこの差異の原因は種子にあると推理し、それぞれの草木は、それ自身の「自然」(nature) を内部に包藏し、漸進的にこれを開いて自分自身を示し、暗黙に種子が包藏していたものが明白になる。アリストートルは同種の説明を、人間社会の発達にも適用し、たとえば、時間的には家族が国家よりも先行しているが、「自然によって」は、國家が家族よりも先行していると主張している。なぜなら、家族よりも国家が、より完全に発達したものであるが故に、社会がそのうちに暗黙に包藏するものをより多く啓示できる。国家は人間のみがもつ力を、発達しうる唯一の手段であるがため、国家が若干の点で本能に反対するものたる意味において「自然的」である。桜の実にとって、桜の大木に成長することが「自然的」であることく、人間にとつては、国家において最高の力を発展することが「自然的」だとの主張である。

二 古代と中世の自然法理論

自然法の起源は、⁽⁵⁾ギリシャのストイック学派の哲学にある。ストイックにとっては「自然」は「理性」と同義語であり、その「理性」は「神」と同義語であった。かれらの所信によると人類の住む真の都市、人類の真の政治団体は一つの「神の都市」(city of God)、やなわち古い歴史的、実定的都市を超越した、コスマポリス (Cosmopolis) であること、すべての人間は合理的な動物として神の都市に結合していること、その神の都市とは、理性の都市、自然の都市である。かれらはまた眞の法はこの都市の法、すなわち、理性の法、自然の法だと信じていた。

ストイック哲学の始祖セネーの教えによると、人間は正義に関する別々な法則に分割された、異った都市に住んではならない。人間はすべての人間を同じ仲間の市民とみなさねばならない。あたかも共通の法の下で共通の牧場でいっしょに草を食う羊の群のことへ、一つの生活と一つの秩序がなければならない。この共通の法こそ普遍的で自然に合致したものである。しかしそれは「理想的法」(ideal law) であって、人間が純粹に合理的である場合においてのみ、現実となりうる。その法に関する原則も理想的原則であって、そのうちにには「平等」の原則がある。すべての人間は自然によって、かつ合理的な動物として平等である。自然によって、女子は男子と平等であり、奴隸は主人と平等だ。これがゼノーの教えであって、その効果は後年ローマに伝承されて發揮された。

ローマではシゼロ⁽⁶⁾の時代になると三つの異なる法または法理念があった。第一は「市民法」(ius civile) であって、

ローマの市民にのみ適用され、第二は「万民法」(jus gentium)であり、ローマの裁判所が、訴訟当事者がローマの市民たると外国人たるとを問わず適用した法である。その主たる内容は契約法であった。ローマの法律家たちは、この万民法を理論的見地から、「すべての国の実定法に発見される、民族的特殊性に対立する、普遍的因素」と定義した。アリストートの言う「共通法」(common law)または「自然的正義」(natural justice)だと定義した。ローマ人が戦場で失った領土を再征服した、いわわれるのは、この法によるのである。剣でつくった大ローマ帝国が、法によって再興されたことを意味する。第三は「自然法」(jus naturale)であり、ローマ人は「人間共通の性質によって、人類に負わせられた法、人間の需要と人間の本能にしたがい、理性によつて負わせられた法」と定義している。理論的見地からは万民法と自然法との区別は困難であつて、ローマの法律家たちは両者を区別しなかつた。しかし実際的見地からは、万民法は主として契約に関する一団の商法規定であつて、自然法は常に一般的な法的理想であった。自然法の本質はストイックの理想たるすべての人類に共通の法、すなわち理性と自然の法である。自然法はストイックの平等の原則で浸透され、人間は自然の大法廷では平等であるが、自然法は現実の法廷で強制される現実の法ではない。自然法は物の見方であつて、裁判官の心のうちにある「人道にかなつて法を解釈する精神」であり、現実に実施される法に影響するものだが、現実の法そのものではなく、しかもこれに影響あるものである。ローマの法律家たちは、中世およびその後に主張されたことへ、かつて自然法が具体的な実定法に優先すると主張したことはない。かれらがしたことのすべては、現実の法を法廷で適用する場合、自然法の理念をこれに影響させたのみである。またいかなるローマの法律家も、かつて自然法を、特定の期日または時代と、関連させたことはなかった。自

然法には始まりもなければ、終りもなかつた。

ストイック主義がローマの自然法に転位し、そのローマの自然法がキリスト教の伝統になつた。しかし初期のキリスト教の教父たちは、人間の純潔な性質は「人間の墮落」(Fall of Man)によって腐敗させられたとの考えから「絶対的自然法」と「相対的自然法」とを区別した。絶対的自然法は「支配」(dominium)を知らない法である。政府は人民に対し、所有者は財産に対し、主人は奴隸に対し、支配を行なわない。人間は「自然法によひ」国家から解放され、かれらはすべての物を共有し、かれは相互に平等である。相対的自然法は人間の墮落以後人間の性質の変化と調整した相対的な法であつて、国家も財産も奴隸すら、この相対的自然法においては、すべてがかれの地位を発見しうるけれども、かれらはすべて理想的性格のなにものかを持たねばならないのみでなく、かれらが真にその地位に値いせんとするならば、罪の上位に立ち罪を救うための威儀に到達しなければならない。相対的自然法は絶対的理想と実定法の現実との中間にあつたため、双方から攻撃される。時には絶対的理想が立上つて、財産的権威や政治的権威、または人間の不平等性に反対して反乱を起こし、しばしば決定的事実によつて、その絶対的権利を主張することがある。しかし自然法の伝統は、相対的自然法の形において、中世のみならず、近代の歴史におけるカトリック教会に存続してきた。トマス・アクィナスは法を四種に分類し、第一は「神の法」(lex divina)であつて、神自身が人類のために制定した実定法で、聖書を通じ神の意思を神が啓示したもの、第二は「人間の法」(lex humana)で人間社会がその構成員のために制定した実定法で、代表的な君主王侯を通じ、その権威を神からえたもの、第三は「永遠の法」(lex aeterna)であつて、神の最高不変な目的に内在する、すべての動物のための法、第四は「自然法」(lex naturalis)であつて、人間の理性

という神性の能力によって発見され、神の意思と目的並に神の理性の支配を理解せんと努めるものがそれである。キリスト教会はこの計画の下に動き、自然法の理念はこの計画のうちに、中世が終った後までも引き続き顕著な役割を演じた。十六世紀の偉大な道徳神学者にして、道徳哲学、政治哲学を、神学と関連して研究した人たちは、自然法の見地から政治哲学を討議している。その最も著名な学者はペベインの偉大なジェズイット教徒スアーレスであるが、かれは主権者を「自然法の使徒」(disciple of the natural law)だといっている。その他ジェズイット教徒にはレンヌス、ルゴー、モリナなど、社会と国家に関する、自然法哲学を解明した多くの学者がある。ドミニカ派の学者にもこの例に倣つたものが多い。

四　近代の自然法理論とグローティウス

国際法学の父と呼ばれるオランダのフーコー・グローティウス（一五八三—一六四五年）は、同時にまた近代自然法理論の始祖とも言われている。後者の評価は十七世紀における自然法理論の最大解明者プーフェンドルフ（一六三二—一九四四年）が、グローティウスこそ中世の大学とスコラ学派において、教えられていたものの域を乗り越え、自然法理論を幾世紀間も閉鎖されていた暗黒のうらから引出した、比類なき人物として賞賛したことによ来する。プーフェンドルフ自身ドイツの大学において自然法の講座を担当した最初の学者である。ダントレーブは更にグローティウスには、哲学の分野におけるベーコンやデカルト、自然科学の分野におけるガリレオやニュートンとともに、法理学の分

野において、現在の新しい世界の予言者の一人たる、特別席が留保されないと推賞している。

しかし、グローティウスは決して自然法理論に革命的な展開を行なったわけではない。かれの偉業を一言に要約すれば、自然法理論を「神学」から引離し、これを「合理主義」(rationalism)の土台に乗せたことにある。しかしがれは「神が存在しないとか、人間の事は神に関係ないとか」と言うことは極悪の罪になることなしには、容認しえないとでありますと声明し、「仮りにこれを容認したとしても、われわれがこれまで述べてきたことは、ある程度の効力をもつ。この見解と正反対のことが、一部は理性により、一部は恒久的伝統により、われわれのうちに植付けられ、昔から奇蹟のみならず多くの証拠によって確認されている。その当然の結果として、われわれは例外なく、造物主としての神に従わねばならない。われわれの存在と所有との全部は神に負っている。特に神は多くの方法で、神自身が至善至強たることを示しているため、神は神に従う者には至大の褒賞を与える。神自身が永世だからその褒賞も永世である。更にわれわれは神が褒賞を与える意思あることを信すべきである。もし神が明白な言葉で約束されるならば、ますますかかる信念を大切にしなければならない。神が約束したことを、われわれキリスト教徒が信するのは、証拠による疑いを容れない確言によって納得させられているからだ」とある（「戦争と平和の法」のプロレゴメーナ第十一項）、「仮りに神が存在しない」とあって、グローティウス自身は深くキリスト教の精神に浸り切っていた敬虔な人物であつて、神が人間の事に関係しないなど、決して容認しなかつたことは極めて明白である。それが証拠には「...」に自然による源泉の外に、今一つの法の源泉がある。それは神の自由意思である。この神の意思にはわれわれが理屈抜きに服従せねばならない、とわれわれの理性が語つている。われわれの言う自然法には、人間の社会生活に関する

るものと、人間のうちに植付けられた本質的な特性からくるものとが含まれるが、これらは神に帰すべきが正しいわけは、かかる特性がわれわれのうちに存在することを神が意欲されたからである。この意味においてクリシペスとストイックが、いつも法の源泉は、ジュピター神自身以外に求めてならないと言つて居るわけである。ラテン語の法 (ius) という言葉は、おそらくジュピターなる言葉に由来する」(同上第十二項) とあり、更に「神が与えた法によつて、神が人間の基本的特性を、推理力の弱い人たちに対しても、より明らかにした今一つの考慮がある。それは神がわれわれを、今日はわれわれ自身の利益のため、明日は他人の利益のためと、反対の方向に引込まんとする、衝動に屈することをわれわれに禁じ、それがためわれわれのより暴力的な衝動を効果的に抑制し、その衝動を適當な限度に抑止するよう努力させることだ」(同上第十三節) とある。自然法は神によつて人間に植付けられたもの、それゆえ自然法は神的起源をもつこと、神の啓示法は自然法に關する人間の知識を確実にしそれを助ける意味である。

グローティウスの目的は、神学的論争が漸次その勢力を失いつつあつた時代に、人を信服させる法体系を建設せんとするにあつた。それがためかれは、かれ以前の誰よりも、進んだ仮定を土台として検討を行なつた。かれよりも一世代先輩たるフーカー⁽⁸⁾ (一五五三—一六〇〇) よりも進んでいた。グローティウスは神学的前提を離れて法理論を築あらうこと立証し、かれの後継者たちがその事業を完成した。すなわちかれらが苦心して仕上げた自然法は全く「世俗的」 (secular) であった。かれらは中世の神学者たちが「妥協」せんと大いに苦心したことを截然と「分割」したのである。したがつて十七、十八世紀の大著述に展開された自然法理論は、アーフェンドルフからブルラマキ、バッテルに至るまで「神学」とは無関係であった。それは純然たる合理主義に基づく建造物であるが、必ずしも神に

関する古い理念に敬意を払うことを拒否するものではなかつた。ペッカーが指摘する」と「神は人間との直接の接触からますます後退した」のみであつて、アメリカの独立宣言に言ふ」とく自然法は「自然の神の法」になつた。

グローティウスの定義によると「自然法とは正しい理性の命令であつて、ある行為が合理的な性質に合致するか否かによつて、そのうちに道徳的低劣性か、道徳的必然性かの性質をもつのである。その結果かかる行為は自然の創造者たる神によつて禁止されるか、命令されるかである」（『戦争と平和の法』第一章第十節）。ここで大切なことはグローティウスが神の命令に言及していることの精確な意義である。セイバイン教授によると、グローティウスが「神に言及したこと、かれの定義になにも付加しなければ、暗に宗教的制裁を意味するなものもない。なぜなら自然法はたとえ仮定によつて神が存在しなくとも全然同じことを命令するからである。それのみでなく神の意思によつても変更されえない」からと解釈している。事実グローティウスによると「自然法は神によつても変更されえない意味においてすら、不変なものである。神の力は測り知れないものがあるとはいゝ、そこには神の力もその上には及ばない若干のものが存在するといゝう。このことはただ現実と合致するなんらの意味ももたず、また相互に矛盾する場合にのみ言ふことである。そこで神ですら二を二倍すれば四にならないようにさせることができないごとく、神はまた本質的に悪なものを惡でないものにさせえない。かくして神自身もこの基準にしたがつて判断されることを許している」（同上第五項）との革命的ディクタムを下している。グローティウスは更にこれを追加し「時と自然法がなにとかを命令した行為に、変化の外觀が現われると、不注意な人を欺くことが起る。その場合事実は自然法は不変でなんら変化をうけないが、自然法が命令した事柄が変化をうけたのである」（同上第六項）と説明している。な

お自然法の内容に関しグローティウスは「人間の知性と合致する社会秩序を維持することが、本来の意味における法の源泉であつて、法のこの分野に所属するものとして、(1)他人に所属する物を侵さないこと、(2)他人に所属する物を、そこからうけた利得とともに返還すること、(3)約束を履行する義務があること、(4)自己の過失によつて引起こした損害を賠償すること、(5)罪に応じて罰を課することが含まれる」(プロレゴメーナ第八項)と述べてゐる。

バッテル(一七一四—一六九年)の著書はグローティウスに次で広く読まれ大きな影響を与え、特にアメリカで高い権威をもつた理由は「一定の条件下で国家の一部は他の部分から分離する権利」があるとの理論を展開したかの著書が、アメリカ独立の前年というユニークな歴史的時機にアメリカに輸入されたことにある。かれの主著「国際法、國家と主権者の行動と事務に適用される自然法の原則」(一七五八年)は、ペーフェンドルフの「自然状態説」を展開し、「国際法はその起因において自然法を国家間に適用したものにすぎない」と強調し、「各国は自己の行動に対する唯一の裁判官で、かれの良心に対してもみ自然法を守る責任がある」と主張した。ブライアリーはバッテルが国家の「独立」を強調することは、グローティウスが自然法をもつて国家の専断的行為に対する、法律上の障壁としたことは逆だと批判した。バッテルの著書はアメリカの独立とフランス革命の指導原理たる自由、平等、独立の思想を基盤として国際法を説明した点に大きな特色がある。かれの著書が甚大な影響を与えた主因もここにある。

五 近代国際法と自然法理論

ヘンリー・メーンは「自然法の最も偉大な機能は、近代国際法を生んだことである」と道破した。まことに自然法こそ国際法の生みの母である。しかしその自然法もローマ法と結婚しなかつたならば、かかる重大な使命を達成しなかつた。国際法なる名の下に各國間の交際を規律する一団の法則が、いつから成立したかの正確な時間を定めるところはできないが、十六、十七世紀に現われた偉大な法哲学者たちの著書によって、確定的な形をとるに至つたものが、これらの学者の著書は、理性と啓示によつて発見された道徳上の原理と、各国の法制と慣行のうちに発見される実定法および慣習法とを混有しているのが特徴である。前者は自然法、後者は国際法とよばれるものを構成する。この新しい学問の実定的要素の主たる源泉はローマ法であった。

ローマが小さな都市国家から出発して大帝国に発展し、多数の異民族を支配するに至るや、ローマ人と異民族間、並に異民族間相互間に適用するため、固有のローマ人間に行なわれる「市民法」の外に、「諸民族の法」(*jus gentium*)なる特別の私法を案出したことは既にのべた。この「諸民族の法」なる言葉は後に「国際法」の名称になったが、本来はローマの私法である。この言葉には「万民法」なる日本語訳がある。ともかくこの「諸民族の法」は「市民法」よりも、自由かつ進歩的で、しかもその原則が簡単かつ合理的であったため、どこでも、どんな民族にも承認され、普遍的に適用されると信じられた。しかしローマ人をしてこんな合理的な法をつくる考えを促進したものは、かれらがギリシャの stoïック 学派から学んだ自然法の思想であった。全人類は一つの世界に住み、すべての人間はこのコスモポリスとよぶ一大都市の市民であつて、その世界は人間の理性によつて発見された法に支配されるとの考えが、ローマの共和国時代の末期に輸入され、それが組織力と法制力に長けたローマ人によつて、一大發展を遂げたのであ

る。時の経過とともにローマ人はかれらが現実の法として採用した新しい進歩的な「諸民族の法」（万民法）と、理性に合致する理想法たる自然法とを、同義語として使用するに至った。理由は到るところの、あらゆる人間に守られる法（万民法）は、必ずや人間の合理的本能が人間に命じた法（自然法）でなければならぬからであった。

かかる自然法の思想を、中世の末期に出現した主権国間の関係に適用すると、近代的意味における国際法の発生を要求せざるをえなくなること明白である。なぜなら、いかに主権国（主権とは最高の権力）といえども、主権国相互間の関係を法（やつてならぬこと、やらねばならないこと、やつてもよいことのルール）の存在しない、全然無政府状態におくことは、「事物の自然」に背反するからである。国家間の関係は、一個の主権者の意思に基づく法ではなく、主権者といえども服従せざるをえない、自然の秩序の一部たる、一段高い法（自然法）によって支配されねばならない。換言すれば新たに生れた近代国家が強調する、独立性と無責任性を中心とする主権理論に対し、国家の無責任性を否定し、国家の独立性が最終的なものでない、と主張する自然法理論を、国家間に適用することになるからである。

特に十六世紀のヨーロッパにドイツを始めとしてヨーローマ法の「継承」（Reception）が広く行なわれたことが、近代国際法の起源に重大な関係がある。当時ヨーローマ法の原則は到るところ大なる尊信をうけ、事實ヨーローマ法は「文字に書かれた理性」（ratio scripta）として尊重され、ヨーロッパの諸民族が継承した共同の遺産であつて、到るところ人間理性の最高の勝利として尊信をうけつゝあつた。したがつて当時の学者はヨーローマ法の存在によつて、自然法の内容を発見するに困難はなかつた。近代国際法の創設者たちが、いやしくも主権国間の関係にして個人間の関係に類似するものを発見すれば、躊躇することなくヨーローマ法の原則に訴え、それによつて国際法上の原則を樹立せんと努めたことは当然で

ある。一方当然かつ普遍的に拘束力をもつ理想的法則たる自然法の存在を信じる」と、他方到るといひ尊信をうけつた世界的法律制度たるローマ法の存在する」ととが、近代国際法の創設者たちを駆って、自然法を基盤として国際法を樹立せしめたことは察知するに難くない。しかし自然法の使命は、国際法の誕生に主役を演じたのみに止まらない。すなわち自然法は立法上その根底を構成する不可欠な原則であるばかりでなく、法の実際の運営上にも欠くべからざる原則である。いかなる裁判官もかれの面前に提起された事案が悉く現行法でカバーされてゐることを望みえない。かかる事態に対する裁判官の指針になるのが自然でなければならない。

国際司法裁判所規程第三八条は同裁判所に付託された紛争を裁判するに当つて、適用すべき規則の一として「文明諸国によつて認められた法の一般原則」をかけている。起草者の一人デカンは「自然法」の思想に基く条文を提議した。ともかくこの規定が裁判所規程に採用されたことは国際法の発達史上重要な一標程を構成する。理由は国際法には条約と慣習の外に、第三の源泉として自然法が加えられたことは、自然法学派 (naturalist school) に勝利を与えたからである。なお裁判所規程は訴訟当事者の「合意」があれば、裁判所は「衡平と善」 (ex aequo et bono) にて裁判を行なうとする権限を与えられてゐる。ローマ大法典の「学説集」 (Digest, liber, I, titulus I, De Institia et Jure) に、法は技術と学問とを一にしたものだが、技術としては「善と衡平」を促進するんだんだね。これが裁判所規程の源泉を構成する」と疑いを容れない。

〔注〕

(1) Bryce, J., Studies in History and Jurisprudence, Chapter XI, the Law of Nature.

(2) D'Entrèves, A.P., Natural Law.

(3) Ernest Barker's Introduction to the "Natural Law and the Theory of Society" by Otto Gierke; Ernest Barker, "Principle of Social and Political Theory".

(4) Sabine, G.H., A History of Political Theory.

(5) テーベル・ベーリーは、「自然法たる理念の起源は、人間精神のむく破りえない運動（その証拠はノーフォクルスの「ナチュラルに発見できる）」に求める。自然法理念はこの運動を永遠不变な正義理念の方向に押し進める。正義は人間の権威で表現するか、またはすぐあるのであるか、人間の権威で造るひとではない。人間の権威が正義を表現しない場合、人間はかれの支配力の減少または喪失によって、その罪を支払わねばならない。」この正義は宇宙の自然から、神の存在から、人間の理性から来る、より高じまたは最終的な法として考えられる。その結果この法が、最後の法としての意味において、人間の造る法よりも上位にある。その結果、立派者ばかりの法の下にあるか、それに服するなどだ。これらの理念と、その結果に向う人間精神の運動は、既にアリストテールの『倫理学』と『修養学』とに現われてしる。しかし、この運動が、初めて大規模にして一般的な表現に到達したのは、ヘンリイズム時代のストイック派の思想家たちのうらやみであった。その一般的表現が、ストイックの学者たちから一七七六年アメリカの独立と一七八九年フランス革命まで、連綿として存続し、文明人にややわしい行動の伝統になった。多くの世紀の期間、神学と同盟（カトリック教会に採用され、ベロラ神学者や宗教法学の一般的教養の一部を構成）した自然法理論は、十六世紀に独立した合理主義の制度になり、十七、十八世紀間も存続した。それは自然法の世俗的学派の哲学者たちが、公然解明したためやつた」（Ernest Barker, Tradition of Civility）と曰ふ。

(6) シヤロが与えた自然法の定義によると「真の法は、自然に合致した、且つ普遍性のある。」この法は普遍的に適用され、不变にして永遠である。この法はその命令によって義務を課す、その禁令によって懲罰を科する。その命令も禁令も、善人に対しては無駄でないが、悪人に対してはなんの効果ない。この法を変更せんとする試みは罪であり、その一部分であれを廢

止せんとする企ても許されない。この法を全部廃棄することは不可能である。われわれは元老院によつても、人民によつても、この法の義務から解放されえない。われわれはこの法の解明者や解釈者を、われわれ以外にさがす必要はない。ローマとアデンとに異なつた法はなく、今日と将来とに異なるた法はない。一つの永遠不变な法が、すべての国民と、すべての時代に有効である。われわれすべての頭上には、「人の主人と、一人の支配者、すなわち神がいる。その神はこの法の制定者であり、公布者であり、実施する裁判官である」(De Republica, III, XXII, 33)。シセロのこの有名な定義を、後世に伝えたのは、キリスト教の学者ラクタンティウスの功であつて、意義深いとダントレーブ教授は紹介している。